

市 町 村 課

1 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

【目 的】

住民基本台帳ネットワークシステムを運用し、住民サービスの向上、国・地方を通じた行政の合理化を図ります。

【システムの概要】

市町村の住民票に記載されている最新の本人確認情報（氏名、住所、個人番号など）を都道府県及び地方公共団体情報システム機構で保有し、市町村、都道府県、国の機関等で本人確認情報の利用を行うシステムです。

【システムのメリット】

ネットワークを通じて国の行政機関等への情報提供を行うことで、行政手続における住民票の写しの省略など負担軽減

住民票の写しの広域交付

転入届の特例（市町村窓口に出向くのは転入時の1回だけで済みます。）

本人の申請により個人番号カードを発行（個人番号の証明、電子申請時の本人確認、身分証明書としても利用できます。）

年金の現況確認の届出の省略

【本人確認情報の保護】

住民基本台帳法及び特定個人情報保護条例により、本人確認情報の目的外利用の禁止や関係職員の守秘義務等の措置を講じています。

都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会が設置されています。

【県独自の利用】

住民基本台帳法で規定された事務の他、住基ネットを利用することが有効と思われる事務については、審議会の承認を得たうえで、県条例に規定し、住基ネットを利用することとし、県民の利便性の向上に努めています。

平成31年4月1日現在、県で住基ネットを利用できる事務は、パスポートの発給に関する事務等、法律に規定されている32事務、介護保険法に定める介護支援専門員の登録事務等、県条例に指定されている29事務の計61事務となっています。

2 市町権限移譲等交付金

【目 的】

「長崎県の事務処理の特例に関する条例」及び「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき市町長が処理する事務（以下「移譲事務」という。）に要する経費並びに知事が所管する事務の一部を市町長に委託することにより、市町長が処理する事務（以下「委託事務」という。）に要する経費に対して、毎年度予算の定めるところにより、交付金を交付します。

【概 要】

1. 交付

長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎縣市町権限移譲等交付金交付要綱の定めるところによります。なお、交付対象については、当該事務のうち個別の交付金やその他の財源措置がないものについて、これに要する経費を交付金として交付します。

2. 内容

移譲事務（事務処理ベース）

平成31年4月1日現在交付対象としているもの 598 事務

委託事務

知事が管理する事務の一部を市町長に委託する事務（特例条例で規定している事務以外のもの） 交付対象事務数 6 事務

3. 算出方法

移譲事務ごとの交付額の算出を行い、各市町に交付します。

算出方法については、一部の事務を除き、均等割と実績額の2つの方法を用いています。

（一部の事務とは、規則、要綱、契約等により交付額の算出方法が別途規定されている事務です。）

4. 交付実績

平成10年度	254,003千円	平成11年度	315,036千円	平成12年度	319,216千円
平成13年度	330,133千円	平成14年度	378,858千円	平成15年度	337,016千円
平成16年度	329,424千円	平成17年度	361,243千円	平成18年度	358,709千円
平成19年度	355,384千円	平成20年度	344,543千円	平成21年度	352,823千円
平成22年度	342,630千円	平成23年度	350,722千円	平成24年度	375,193千円
平成25年度	372,485千円	平成26年度	361,842千円	平成27年度	372,195千円
平成28年度	367,306千円	平成29年度	386,734千円	平成30年度	387,032千円
平成31年度	401,043千円				

（予算額）

3 市町と県の人事交流の拡大

1. 相互交流

【目的】

市町と県の人事交流をこれまで以上に拡大・拡充することにより、多様化・高度化する行政需要に的確に対応できるよう相互の人材育成と一層の連携を強化していきます。

〔市町職員の受け入れの目的〕

- ・市町職員の一般的資質の向上
- ・専門的知識及び技術習得
- ・市町のネクストリーダーの養成

〔県職員の派遣の目的〕

- ・地域の声に耳を傾け、地域課題に即座に対応できる人材の育成

【交流の状況】

平成31年度 県から市町へ 22名

長崎市	1名
佐世保市	1名
島原市	1名
諫早市	3名
大村市	1名
松浦市	2名
対馬市	2名
五島市	1名
西海市	3名
雲仙市	2名
南島原市	1名
波佐見町	1名
小値賀町	1名
佐々町	1名
新上五島町	1名

市町から県へ 22名

参考	平成30年度	相互交流	22名
	平成29年度	相互交流	25名
	平成28年度	相互交流	29名
	平成27年度	相互交流	34名
	平成26年度	相互交流	33名
	平成25年度	相互交流	30名
	平成24年度	相互交流	30名
	平成23年度	相互交流	26名
	平成22年度	相互交流	15名
		研修派遣	2名
	平成21年度	相互交流	12名
		研修派遣	7名
	平成20年度	相互交流	9名
		研修派遣	12名
		その他	4名

2. 市町実務研修生の受け入れ

【目的】

市町等からの研修職員を県の本庁又は出先機関に配置し、研修職員の一般的資質の向上並びに専門的知識及び技術の習得を図ることを目的としています。

〔研修内容〕

本庁又は出先機関において、常時適切な訓練及び教育を行います。

【交流の状況】

平成31年度 9名

佐世保市2名、大村市2名、松浦市1名、五島市1名、南島原市1名、東彼杵町1名、新上五島町1名

4 市町合併支援特別交付金

【目 的】

「市町村の合併の特例等に関する法律」(新法)に基づく合併市町の市町村基本計画の実施を支援するため、新長崎縣市町合併支援特別交付金を交付します。

【概 要】

(1) 交付対象

- ・新法に基づく合併を行なった市町(平成18年度～平成21年度までの合併市町)
佐世保市のみ(平成22年3月31日 江迎町、鹿町町と合併)

(2) 交付対象期間

平成21年度～平成30年度(合併した年度以降10ヵ年度(新法交付金実施要綱第4条))

(3) 交付限度額

3.5億円(平成30年度までに全額交付済み)

(4) 実績

H21	105,000千円
H22～H26	実績なし
H27	57,500千円
H28	110,800千円
H29	65,000千円
H30	11,700千円
合 計	350,000千円

<参考>「市町村の合併の特例に関する法律」(旧法)に基づく合併市町への交付金

交付対象

- ・旧法に基づく合併を行なった市町(平成15年度～平成17年度までの合併市町)
13市町

交付対象期間

- ・合併した年度以降10ヵ年度(旧法交付金実施要綱第4条)

交付限度額

- ・13市町合計：157億円(平成26年度までに全額交付済み)

5 選挙管理委員会の業務

【目的及び概要】

1. 選挙の管理執行について

選挙管理委員会の運営や各種選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、長崎県知事選挙、長崎県議会議員一般選挙など）の管理執行を行います。

現在の国会議員等の任期満了日は、衆議院議員が令和3年10月21日、参議院議員が令和4年7月25日と令和7年7月28日、知事が令和4年3月1日、県議会議員が令和5年4月29日となっています。

2. 明るい選挙の推進（選挙啓発）について

「明るい選挙」とは、義理人情や選挙犯罪などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙をいい、これを進める運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

選挙違反の撲滅、投票率の向上及び有権者の政治意識の向上を目指し、常時・選挙時において選挙管理委員会が様々な選挙啓発を実施しています。

（主な啓発事業）

明るい選挙推進サポーターの募集と活動

明るい選挙啓発ポスターの募集・展示

小中学校・高校等における模擬選挙の推進

高校等における出前授業の実施

各種選挙における各種啓発

パンフレットやテレビスポットCMによる寄附の禁止などの呼掛け など